

管理コード	省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概算要求額 (単位:千円)	その他	政府予算案への反映状況			管理 案 番号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・関係 省庁
										予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	その他関連事項									
2010010	内閣府	NPO人材確保支援制度	特定非営利活動促進法	特定分野のNPO法人に対し、その運営にかかる費用を負担するような助成金の支給は行っていない。	C	特定非営利活動促進法は、市民の自主性や自律性を尊重する観点から、行政の関与を極力抑制する一方、広範な情報開示制度を設けることにより、市民が行う自由な社会貢献活動が市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるという理念に基づいている。したがって国がNPO法人の格付けを行ったり、人材あっせんや人権費の負担などを通じてその運営に直接的に関与することはこうした法の理念になじまない。よって提案のような支援は困難である。 なお、内閣府では、特定非営利活動法人が十分活躍できるための環境整備として、①NPO情報ポータルサイトを開設し、内閣府認証の特定非営利法人に関する閲覧書類等の公開や都道府県知事認証の法人を含めた全国の特定非営利法人に係る基本情報を一元的に入手できるようにするほか、②今年度より地域活性化を目的とした地方公共団体と特定非営利活動法人との協働事業を対象に、地域再生計画と連動して企画段階から実施・評価までの工程を支援し、その中から優良事例を抽出して広く情報提供を行う「官民パートナーシップの確立のための支援事業」を実施するなど活動の担い手育成を図っている。						1 0 8 4 0 0	NPO人材確保支援制度	NPOの人員費について一定期間支援する制度の創設	地域において、様々な分野で住民のニーズが多様化するなか、行政でも営利企業でもない第三の主体としてのNPOが、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている一方で、その持続的な活動の確保には、人員費の不足など財政面での脆弱性、リーダーや専門知識を持つ人材の不足等がとつとつネットワークとなっている。 併せて、国においても、NPOへの事業委託を可能とする補助事業は多くなってきたが、人材確保のための人員費そのものを支援対象とした事業はほとんど見られない。 そこで、地域活性化に資するよう取組において、マネジメント能力が高い等、優秀な人材として位置づけられたNPOの職員（既存の職員を含む）について、一定期間の人員費を支援する制度の創設を提案する。なお、支援の期間は3年とし、1年目は申請金額の100%、2年目は80%、3年目は30%とすることで、NPOの自立を促すこととする。 これによって、「人員費が払えない一優秀な人材が留まらない一経営が上手くいかない一人員費を払えない」という負のループを止める事ができ、NPOの持続的な活動の展開の基盤となることと期待できる。		東京都	個人		環境省 内閣府	
2010020	内閣府	NPO人材マッチング支援制度	特定非営利活動促進法	個々のNPO法人に関する情報発信は法人自身によって行われている。	C	NPO法人の活動等に関する情報の一般への提供については、NPO法人自身による自主的な情報開示を基本としていることから、国がNPO法人に係る各種情報の管理及び広報の他機関への委託を促進することは法の理念にそぐわない。 さらに、NPO支援センターといった特定のNPO法人に対して、国が恒常的に固定業務を委託することは、行政の関与を極力抑制する一方で市民の自主性や自律性を尊重するという法の理念になじまない。よって提案のような支援は困難である。 なお、内閣府では、特定非営利活動法人が十分活躍できるための環境整備として、①NPO情報ポータルサイトを開設し、内閣府認証の特定非営利法人に関する閲覧書類等の公開や都道府県知事認証の法人を含めた全国の特定非営利法人に係る基本情報を一元的に入手できるようにするほか、②今年度より地域活性化を目的とした地方公共団体と特定非営利活動法人との協働事業を対象に、地域再生計画と連動して企画段階から実施・評価までの工程を支援し、その中から優良事例を抽出して広く情報提供を行う「官民パートナーシップの確立のための支援事業」を実施している。						1 0 8 4 0 2 0	NPO人材マッチング支援制度	NPOの活動状況や経営・人事等の情報の広報をNPO支援センター、各種経済団体等に委託することを支援する制度を創設	現在、NPOの活動状況や不足人材の情報の積極的な広報ができていない。そのために、NPOで働きたいと考える人にとって各NPOにアクセスし難い状況にある。そこで、NPOの活動状況、経営、人事の広報について、より体系的な管理をNPO支援センターに委託し、またその情報の広報を経済連、経済同友会、大学機関、ハローワークに委託することを支援する制度を創設することを提案する。 具体的には、地域活性化に資するよう取組を行うNPOについて、上記のような団体等に広報活動を委託する費用を支援することとする。これにより、広くNPOの活動が促進されるようになり、就業先、社会活動の場として、これまでNPOとあまり接点のなかった人材の関心も惹起することで、今後のNPOの人材確保に資することとなる。		東京都	個人		環境省 内閣府	